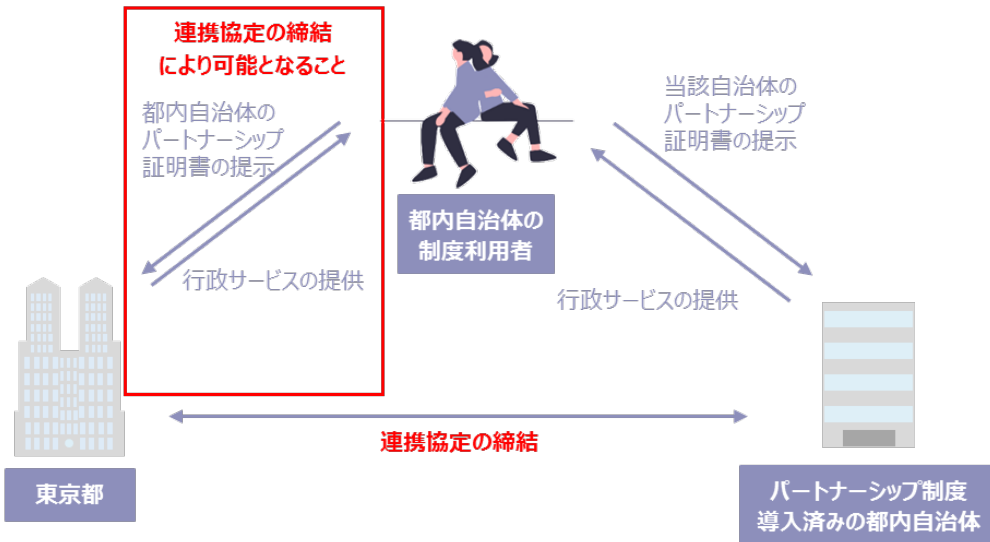


## ■ 参考① 東京都パートナーシップ宣誓制度について

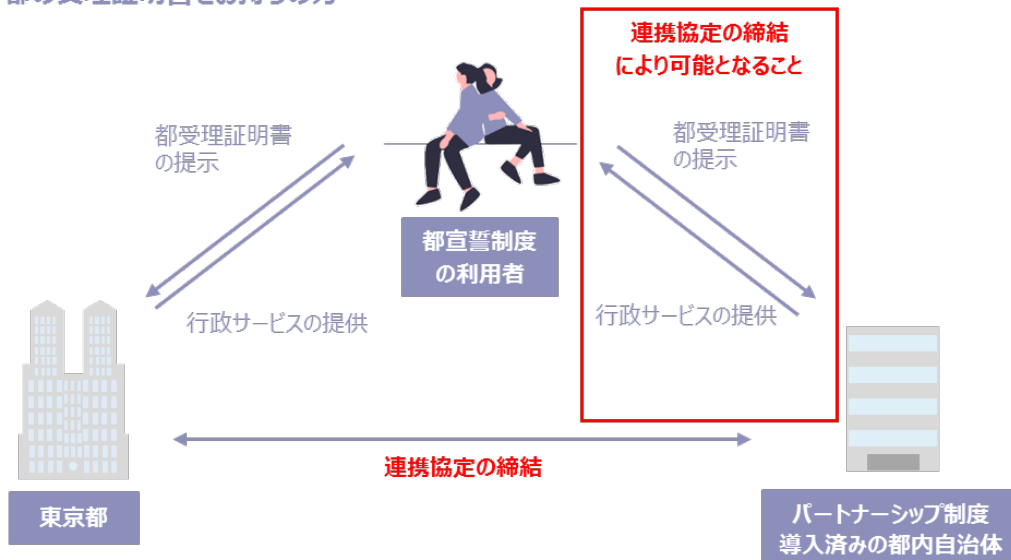
- ・ 性的マイノリティのパートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度。
- ・ 本制度により、パートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになる。
- ・ 令和4年11月から運用開始し、令和8年2月末時点で累計2,026組に受理証明書を交付済み。

## ■ 参考② 協定等の締結により可能となること（イメージ図）

### ｜ 都内自治体のパートナーシップ証明書等をお持ちの方



### ｜ 都の受理証明書をお持ちの方



## ■ 参考③ その他の都内自治体や民間事業者等との連携

東京都は、パートナーシップ制度を導入していない都内自治体や民間事業者等においても、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書を活用いただけるよう取り組んでいます。